

1) 耐震工事中のしらとり長寿支援センター

2 番 中村一子です。通告に従い質問いたします。

最初に、河北中央病院に併設している、現在、耐震工事中のしらとり長寿支援センターについて質問します。

今年6月定例会で、建設費として5778万円の予算がついて、耐震工事が9月より始まり、今年度中に、しらとり長寿支援センターの耐震工事は完成すると聞いています。

すぐに、この施設の使い道に沿って内装等にかかるのかと思っていましたら、この施設をどのようにしていくかが、まだはっきりとは決まっていないというお話を、つい数週間前に担当課から聞き驚いています。

しらとり長寿支援センターは、1976年（昭和51年）に完成したもので、もともとはこの建物が河北中央病院でした。1991年（平成3年）の増改築に際し、新たに増築した建物を河北中央病院として運営することとなり、増改築する以前の河北中央病院であった建物である、いまの、しらとり長寿支援センターは、1993年（平成5年）には町の健康管理センターとして開設されて、同年、社会福祉協議会によるしらとりデイサービス・センターがオープンし、ヘルパーステーションがこの健康管理センターへ移行しました。95年には、津幡訪問看護ステーション、96年には在宅介護支援センターが開設し、1999年、現在のしらとり長寿支援センターに改名されたということです。こうしてしらとり長寿支援センターは、在宅介護事業を支える拠点としての役割を担うこととなりました。

しかし、2008年になって、しらとり居宅介護支援事業所は、あがたの里支援事業所に統合され、2009年にはしらとりデイサービス・センターもあがたの里に統合されました。こうしてしらとり長寿支援センターでの在宅介護などの事業は、あがたの里へと移行することとなりました。

それ以後についてのしらとり長寿支援センターは、2Fは事務室、リハビリ室、津幡訪問看護ステーション、栄養指導、更衣室、物品置き場、休憩室などに使われ、そして3Fは医師、看護師などの宿直室、研修室などに、使用されてきたそうですが、入浴室などの設備のある1Fは放置されて、ずっと空き室状態になっていたようです。

そして今年4月に、しらとり長寿支援センターは河北中央病院に移管されました。

耐震工事はするものの、いまだ、この建物を何に使うのか、その役割がはっきりとはみえないような状態であるという、その原因、理由は何でしょうか。

病院に移管されたということでもあり、院長を始めとした病院サイドの意見は大切ですし、同時に行政サイドのビジョンも重要であり、さらに市民の要望、意見を踏まえて、今後の活用方法について審議されなければならないと思います。

現在のところ、どの程度まで話が進んでいますか。また今後の審議の手順について、またどのようにしらとり長寿支援センター建物を利用するのか、その方向性についてもご説明ください。

そして、まだ明確にその活用方法が決まっていないのなら、その活用方法についてひとつ提案をさせていただきます。

しらとり長寿支援センターに、障がい者、特に発達障がいやアスペルガー症候群、自閉症などの18歳未満の人たちを受け入れる場を作れないか、居場所づくりができないでしょうか。こういった児童や青年少女は、夏休みなど、学校が長期にお休みの時はもちろんのこと、平日でも、なかなか受け入れ先がなく、保護者のなかには、仕事にも行けないような状況の方もいらっしゃいます。児童デイサービスは、津幡町にはありません。園児から18歳未満のそういった人たちを、日中支援できるような居場所を、この建物の中につくれないものでしょうか。河北中央病院に併設する建物だから、その役目を果たせるのではないかと思います。

さきほども申し上げましたが、5778万円の建設費予算のなかで耐震工事が行われ、工事は来年3月中には完成します。

建物をどう使うのか、それによって内装は決まってくるものですが、今も何に使うかが決まっていない状況ということで、当然内装についてどうするかということはこれからの話になりますが、さらに建物自体、外壁から雨水がしみて来る（漏れる？）などの問題があり、内装に止まらず建物の外壁等の改修工事が必要であると聞いています。

もし耐震工事をする以前に、具体的に建物の用途が議論され審議され、決まっていれば、耐震工事と同時に外壁、内装の工事も可能であり、そうしたほうが、耐震改修工事としての総額費用が少なくすむはずだったのではないかと思います。この点についてはどうでしょうか。耐震工事は急がねばならない工事であったのか。耐震と改修をいっしょにするということは、考えられなかったのか。さらに、改修時に耐震審査が新たに必要となり、今回の耐震工事が無意味になる可能性はないのかも懸念されます。

2007年（平成19年）から2010年（平成22年）度のここ最近、この4年間において、河北中央病院の事務室の最高責任者である事務長は、毎年交代の人事がなされています。毎年、事務長が変わる状況のなかでは、中長期的な視点に立って問題等を把握、改善できるのか疑問に思われます。支障があるのではないかと、以前から気になっていたことなので、毎年交代する事務長人事が行なわれている理由についても質問いたしますので、町長に、答弁をよろしく願います。

以下、しらとり長寿支援センターの流れを中村がまとめたものです。(参考資料)

1993年(平成5年) 健康管理センター開設(健康管理課)

1993年(平成5年) しらとりデイサービス・センターがオープン(町社会福祉協議会)

ヘルパーステーション(町社会福祉協議会)が健康管理センターへ移行

1995年(平成7年)2月 津幡訪問看護ステーション 開設

1996年(平成8年) 在宅介護支援センター 開設(町社会福祉協議会)

1999年(平成11年) しらとり長寿支援センターに改名

1999年(平成11年)10月 あがたの里(町福祉会)完成。あがたの里、スタート(町福祉会)

2000年(平成12年) 健康管理課は役場庁舎内へ移動

2000年(平成12年)4月 介護保険始まり、

あがたの里でも居宅介護、デイ・サービス等スタート。

(平成20年~21年にしらとり長寿支援センター内の町社会福祉協議会の事業も町福祉会が受け継ぐ。)

2008年(平成20年)4月 しらとり居宅介護支援事業所は、あがたの里支援事業所に統合

2009年(平成21年)4月 しらとりデイ・サービスは、あがたの里と統合(併合?)

(居宅介護3人、デイ・サービス5~6人)業務をあがたの里に一括、統合。

こうしてしらとり長寿支援センターの事業は、あがたの里へ移った。

2)町ホームページ(HP)に議会録画中継等の公開を

家庭や企業の情報通信サービスの利用状況を調べた「2009年通信利用動向調査」の結果が、今年4月に総務省より公表されました。それによると、インターネットの利用者は、2008年度に比べると、2009年には317万人増えて9408万人になり、人口普及率は78,0%に達したということです。社会との繋がりを持つほとんどの大人が、インターネットにより結ばれていると考えられる普及率です。インターネットを活用することは、町にとっても今後ますます重要になっていくと確信し、町HPについての質問と要望をいたしますのでよろしくをお願いします。

①HPに議会録画の公開を

まず議会に関することで、質問いたします。

住民が議会を知る手立てのひとつに、議事録を読むという方法があります。住民は、かつては、図書館、公民館などへ出向いて議事録を閲覧していました。しかし今からちょうど2年前の12月定例会に「議会議事録を町のホームページで公開するよう求める」請願が提出されたことがありました。その請願は継続審議となり、最後には不採択となりましたが、事実上、議会議事録は、ホームページに公開されることとなり、いつでもどこでも容易に議事録を読むことができるようになりました。

同様にHPに議会録画の中継をHPで公開するという点について、議員のひとりとして、わたしは、(一般質問を始めとした)本会議の議会録画中継をHPに、公開したらいいのではないかと考えています。現在、ケーブルテレビで定例会初日の一般質問などが公開されていますが、放映日程が限られており、町民はいつでも見ることができるというわけではありませんし、ケーブルテレビの契約をした町民に限られてしまいます。傍聴に行きたくても仕事の都合などで傍聴できない人や、ケーブルテレビでの放映日に見ることができない人などがたくさんいるだろうということは、容易に推測されます。HPに議会録画中継で公開されれば、町民はいつでもどこでもその様子を見ることができます。

HPでの公開については、採決が取られる最終日の定例会の議会中継も可能であり、また、部屋が狭いなどという理由で傍聴人が拒まれてきた常任委員会を、HPで公開することも、今後の検討課題に入ります。これは、議会の問題でもあるわけですから、当然議会としての判断も重要であり、また、住民の声を聞くことも大切です。そういうなかで、ホームページでの議会録画の公開について町長としての考えをお聞きしたいと思います。

HPでの議会録画中継は、お隣の内灘町でもかほく市でもやっています。内灘町では、過去数年間の録画を見ることができます。いまなら、2006年度からの一般質問や本会議、臨時会を、HP上での議会録画中継で見ることができます。かほく市でも1年間分ではありますが、内灘町と同様に一般質問、本議会、臨時会の様子をHPの録画中継で見ることができます。

そのためには、費用がどれくらいかかるものかが、気になるところであります。内灘町の場合は、実際にかかった費用は、映像ストリーミングサーバ構築作業委託に9万9750円

議会録画のためだけではないけれど準備したものとしては、

動画編集ソフト1万2000円、

テレビキャプチャボードに1万4000円

で合計すると 12万5750円になります。

実際、津幡町がHPで議会録画中継をした場合、そのためにかかる費用についてはどうなのでしょう。金額についても答弁をお願いします。

②HPに公共施設の予約状況(空き室情報)の公開を

続いて、公共施設の予約状況(空き室情報)の公開を求めたいと思います。

運動施設、公民館を含む文化施設の空き情報、予約状況をHPでチェックできれば、町民にとっては、施設を利用する際に大変便利です。まずシグナス内の施設から始めることは、できるのではないのでしょうか。

また、同時に予約をインターネット等でできないものなのでしょうか。

たとえば、埼玉県の三郷文化会館は、あらかじめ「利用者登録(無料)」が必要ですがこれは無料で登録でき、一度登録すると「利用者登録カード」が発行されて、インターネットや携

帯電話、電話・FAX で利用が可能です。

ほかに、たとえば、秋田市では、ネットで予約、または抽選申込を行うには、利用者登録し、1回登録すれば市立の各施設でも利用できます。(個人登録と団体登録があります。)

県内の自治体では、石川県施設利用予約ページがあります。

野々市町は、公共施設の予約状況がHPでわかるようになっていましたし、能見市も公共施設の空き情報(予約状況)を知ることができます。

また内灘町HPの公共宿泊施設空き室情報をクリックすると、県施設利用予約ページに繋がって、そこには、野々市町や能見市の公共施設予約状況を見ることができます。県施設利用予約ページを手本にすれば、津幡町も簡単に予約情報のHP公開が可能になるのではないかと思います。

これらの取り組みは、住民にとっても便利なことであり、公共施設の利用促進にも繋がります。

③HPの利便性の向上、町のPRを図るために専門部局を

また、町HPについては、企画財政課が担当しているということを聞いていますが、実際、町HPの制作や更新は、どのようになされていますか。

一番先に、述べましたけれど、インターネットの利用者の増加、普及率の拡大により多くの人たちがインターネットで結ばれている現在、今後町HPの役割、インターネットの活用は、大変重要になります。今後一層の、HPの利便性の向上や、HPによる町のPR効果をあげるためにも、企画財政課の中に専門の部局を設置し、取り組むべきではないかとも思いますので、今後の町の取り組みについてもお聞きします。

3) HPに監査報告書の公開を

わたしは、ちょうど1年前、昨年12月の定例会で、監査について一般質問をし、監査報告書をHPに公開することを求めました。そのときの答弁では、住民監査請求を含めた各種監査の結果、報告書の公開はHPで行っておらず、県内では、監査結果を公表している自治体は金沢市、小松市、白山市、能見市であり、町村では公開している自治体はないということで。いまのところ考えていないというようにお話でした。HPを用いた監査結果、報告書の公開については今後検討課題としますということがありました。あれから1年たったわけですが、どのように検討されているか。

HPでの公開が簡単にできることは明白ですから、もしできないというのなら、その理由は何でしょうか。監査事務長に答弁をお願いします。

たとえば、「公営企業会計決算審査意見書」、「町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び、定額の資金を運用する基金の運用状況審査意見書」など、監査委員による監査報告書が実際に各議員に届いているのですから、このような報告書は全町民が共有できるような方向で考えていくべきで、ホームページ上での監査報告書の公開のあり方を考えることが大切ではないか。

特に、監査委員の総括的所見は、監査のもっとも重要な報告内容です。せめて、このようなところからでも、まず、ホームページで公開すべきではないか。もちろん、一般市民にわかりやすい報告書が必要であるということは、今後の課題として、さけて通るわけにはいきませんが、まずは、あるがままの情報からでも、HPで公開してほしい。

4) 教育委員会のHPの充実を。

ホームページに関しての質問を続けます。教育委員会のHPについてです。

つい数日前まで、教育委員会の委員会開催の議事報告は、今年4月27日に開催された第5回教育委員会を最後に、それ以後の委員会については、ホームページに掲載されていませんでした。毎月1～2回開催されているはずの教育委員会ですから、半年以上前の今年の4月27日までしか公開されていないのは、なぜなのか、すぐに公開できない理由があるのだろうかと思い、今回、町ホームページに関する質問をするにあたり、このことについても通告いたしました。すると質問の通告をした数日後には、最近までの、11月24日開催された第12回教育委員会までが一気にホームページに掲載されていました。(11月22日現在)

教育委員会での審議結果は、教育行政上、重いものであるのだから、本会議の議事録が公開されているように、教育委員会も議事録を公開することを今後、考えていかなければならないのではないかと思います。そういう意味で、現在公表されているHPでの教育委員会の議事内容は、読んでも、その中身がわからない、非常にわかりづらいものです。議案は掲載されていますが、**【事務局より原案説明】【原案どおり承認】**という掲載で、なにがどう承認されたのか不明であり、非公開でない事項については、きちんと内容を掲載すべきではないかと思いたすがいかがですか。

また、次回に開催される教育委員会の日程が近づいて、審議する議案や報告事項が事前に明らかになった時点で予告議案事項などとして、ホームページに掲載してはどうでしょうか。あらかじめ非公開としているものについては、非公開であることをわかるようにしておけば、傍聴人にとっても親切だと思います。また、ホームページとは、離れますが、教育委員会の傍聴に際し、傍聴人にも、議案と報告事項は、少なくとも資料として配布すべきではないでしょうか。

以上、町ホームページに関して、さらなる教育委員会のホームページの充実を願い、教育長に答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

5) (仮称)ボートピア津幡の埋蔵文化財の取り扱いについて

造成工事が始まった公営ギャンブル施設である(仮称)ボートピア津幡について質問します。

ボートピア建設予定地において、造成工事着工前にその周辺地域で埋蔵文化財の調査はされています。

しかし、実際にボートピア建設の造成工事が進む中、埋蔵文化財が、今後発掘される可能性を考えると、決してその可能性はないとはいえません。工事中の埋蔵文化財に関するチェックはどのようにされるのですか。教育長にお聞きします。

6) 桐生競艇場以外のレースの責任の所在は

桐生競艇は年間約170～180日の開催です。(仮称)ボートピア津幡の開催日は年間約360日と聞いています。桐生競艇場以外では、どこの競艇場のレースをやるのか。

その場合桐生競艇以外の競艇場でのトラブルの余波があった場合も、みどり市がその責任を持つのですか。たとえばですよ、たとえば、桐生以外の競艇場で八百長レースが発覚し、それが原因で、ボートピア津幡で暴動が発生した場合は、だれが責任を取るのですか。ボートピア津幡でのあらゆるトラブルに関して責任の所在は、みどり市にあるのかどうか、民間の開発業者(株)グッドワンなのか、それとも被害を受けた町や町民は、泣き寝入りなのか。公営ギャンブルを民間会社が管理運営するような、このような場合、責任の所在はどこにあるのですか。

いま、広大な山林を切り崩しての、造成工事が進んでいます。造成と建設工事に総額どのくらいの費用がかかるのでしょうか。工事を請負っているのは、地元建設会社を中心のようすし、今後新たに請負う事業者もいることでしょうか。地元建設会社が請負う工事費というのは、どれくらいになるのでしょうか。町長は、開発行為者の(株)グッドワンとそのような話を、することはしないのですか。11月にみどり市を訪問したということすし、町長はみどり市長と直接会談する機会がありますが、造成や建設工事にかかる費用について、みどり市長や市関係者から、聞いていませんか。

町長が容認しなければ、ギャンブル施設は作れません。

町長は容認したのですから、なぜギャンブル施設が必要なのか、なぜボートピア誘致なのかを、町住民に、その理由を説明する義務と責任があるはずですが、町民を前にして一度もそれに関してきちんと説明していません。町による説明会の開催は考えていないと6月の一般質問に対し答弁されていますが、その理由は何ですか。

また、ボートピアを容認し、この町にボートピアが設置されるということは、津幡町は今後、ギャンブルを奨励する町になるということかと、とても危惧していますが、どうなのでしょう。

群馬県の前橋市に隣接する吉岡町という町に、みどり市が施行する桐生競艇場の場外舟券売り場、ボートピアを建設する計画がありました。そこで建設予定地にあたる溝祭(みぞまつり)自治会は、昨年2月に検討委員会を設置し、1年半調査検討を進め、今年10月に、臨時総会を開き、設置の是非を協議して、出席した代議員による投票の結果、過半数の人がボートピア建設に不同意を示しました。10月13日、地方新聞社の上毛新聞には、「舟券売り場 住民拒否」の見出しが大きく載りました。ボートピアの開発業者は、建設予定地の地権者の同意を得て、農地を転用するための農振除外手続きを進めていたなかでの出来事でした。地元住民の意見を聞く前提には、溝祭自治会のように、調査検討されて、協議したのちに、賛否を問うのが、民主的な手続きではないでしょうか。

津幡町に話をもどしますと、2007年3月に、有権者の半数を超える14561筆のボートピア計画中止の署名を町（前町長）は受け取ったわけですが、以後それはどのように扱われましたか。

町長は、前村町長の意思をひき継ぐといい、前村町長は、議会では、財政難のため、苦渋の選択と、ただ、ただ、このような説明しかしていません。14000名余りのボートピア建設中止の署名は、どこか、引き出しの奥深くにしまわれて、署名などないことになっている。そして、有権者の過半数の署名を無視し続け、目の前で開発行為が進められています。みなさまが選んだ議員の意見が、町民の意見だと、以前に副町長はいわれたと聞いています。でも、議会と住民との意見が異なってねじれることはありえます。住民に説明もないまま、地元の同意をとった、住民は賛成しているということになっている、この状況について。そうして、ボートピアは禁句のようになり、人の顔色を伺って静かにしている、一部の、町の人たちに見受けられるそんな様子。このようなことは、住民にとって大変不幸なことであり、たまたま、耐え難い気持ちでいます。民意はどこにあるのだろう、どこへ行ってしまったのか。

いま、名古屋市で、市議会解散を求める直接請求の署名が無効か有効かと問題になっていますが、正確な数を調査することはもちろん大切ですが、あきらかに、数十万人の市民の意思がその署名にあるということ、重く受け止め、その重みに市も議会も応えていくべきだとわたしは思います。津幡町のボートピア中止の署名も同様なことがいえると思います。町長は、14000名余りの、ボートピア中止の署名については、どう向き合っているのか、あるいは向き合うつもりなのか質問します。

7) 民意を反映させるために

最後は、民意を反映させるためにということで質問いたします。

三項目にわたって質問します。

一として、自治体が抱える問題について、議会と住民、あるいは首長と住民の意思とがねじれたりするということがあると、町長は思いますか。それはないと思いますか。

二として、自治体が抱える問題について、議会と住民や、首長と住民の意思とがねじれたりする場合には、住民には自分たちの意思を示す方策がありますか。あるとしたらどのようなやり方がありますか。

三として、その示された住民の意思に、議会と首長はどのように対応すべきだと考えますか。

以上三項目の質問に対する答弁をよろしく申し上げます。

片山総務大臣は、(片山善博総務相) 地方自治法を抜本的に見直し、検討事項のひとつとして、住民投票を提起しやすくする方法を考えています。片山総務大臣は「間接民主制を基軸に、今の地方自治制度を補完する意味で、住民の政治参画の機会を拡大してはどうかという、基本的な考えを持っている」とも発言しています。住民の政治参画の機会を拡大してはどうかという、考えにわたしは、大いに賛成するものですが、町長はどう思われるか。そして、住民の政治参画の機会の拡大について賛同するのであれば、今後何をしていけばいいと考えるか。